

健感発 1016 第 1 号  
令和元年 10 月 16 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（公印省略）

### デング熱の国内感染症例の発生について

日頃から感染症対策への御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

デング熱（四類感染症）については、デング熱発生地域を旅行した際に現地で感染し、帰国後発症した輸入症例が、昨今では年間 200 例以上報告されています。

今般、東京都内において、海外渡航歴がないにもかかわらず、デング熱を発症した患者が確認されました（別紙）。

東京都の報道発表によると、患者は国内の旅行先（奈良市内又は京都市内）でデング熱に感染したと推定されています。これまで両市で同様の患者は確認されておりませんが、関係自治体は協力して、蚊の防除対策等の実施を進めているところです。

蚊媒介感染症への対応については、「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 28 年厚生労働省告示第 119 号）や、国立感染症研究所策定の「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」、「デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の媒介蚊対策＜緊急時の対応マニュアル＞」、「蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第 5 版）」を示し、国内における媒介蚊の対策並びに感染者への対応や医療機関における対応等を周知し、平常時の対応を進めていただいているところです。

デング熱を媒介するヒトスジシマカの活動は概ね 10 月下旬まで続くとされています。つきましては、それまでの間、蚊の防除対策等について、引き続き適切な対応をお願いします。また、貴管内の医療機関等の関係者に対して、本事例について情報提供いただくとともに、デング熱の国内感染が疑われる事例については、速やかに保健所への情報提供を行っていただくよう協力要請をお願いします。

#### ■厚生労働省ホームページ（各種手引き等）

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000131650.pdf>

デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000163947.pdf>

デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の媒介蚊対策＜緊急時の対応マニュアル＞

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/lab/478-ent/8757-2019-04-23-09-18-40.html>

蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第5版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000477538.pdf>

蚊媒介感染症予防啓発ポスター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164483.html>

■厚生労働省検疫所ホームページ（FORTH）における注意喚起

海外感染症発生情報

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment4.html>

デング熱の発生状況－西太平洋地域

<https://www.forth.go.jp/topics/20190822.html>